

(公財) 富山県体育協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

令和5年3月29日

原則	自己説明項目	自己説明
[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<ア>中・長期計画に類するものとして、富山県が策定している「第2期元気とやまスポーツプラン」(令和2年から令和11年)に基づき、県や市町村、スポーツ関係団体などと一体的な取組を推進している。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	<ア>評議員、役職員については、倫理規程第3条及び第4条に「基本的責務」「遵守事項」として法令遵守及び公益財団法人富山県体育協会(以下「県体協」という。)諸規程、並びに社会規範上の不適切な行為を行わない旨を記載し、同第5条で違反した際の処分等について定めている。 <イ>さらに職員については、就業規則第3条で県体協の諸規程を遵守する旨で記載し、同第48条で違反した際の懲戒について別途定めている。 <ウ>加盟団体については、加盟団体規程第5条に「遵守すべき事項」として、関係法令及び県体協の諸規程を遵守する旨を記載している。 <エ>令和5年4月1日からの本会名称変更に伴い、弁護士や税理士等で構成する倫理・コンプライアンス委員会を新たに専門委員会の一つに位置づけ、組織強化を図る。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ、各種規程を整備している。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	各種規程等を整備している。

原則	自己説明項目	自己説明
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	役員及び評議員に関する「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」及び職員の給与等に関する「職員給与規程」「職員旅費規程」を整備している。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款第3章（第5条～第9条）において県体協の資産及び会計について定めている他、各種規程を整備している。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	<p><ア>スポーツ少年団規程第6条において、登録に関する規則を定めている。</p> <p><イ>加盟承認申合せ事項3において、加盟団体の会費を定めている。</p> <p><ウ>賛助会員規程第4条において、賛助会員の会費を定めている。</p>
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	<p><ア>国民体育大会選手選考委員会規程を整備し、本協会理事長、専務理事、常務理事、総務委員長、強化委員長、スポーツ医・科学委員長及び強化委員からなる国民体育大会選手選考委員会を設置している。選考委員会では、すべての競技団体に対して一団体ずつヒアリングし、規程に則り、各競技団体から提出された国体選手（チーム）候補者の内容審査及び選手等の選考に係る事項などについて審査、選考するとともに、選考基準や関係者への事前開示等について確認、指導を行っている。</p> <p><イ>また、選手等関係者からの質問や異議申し立て等については、本協会が窓口となり、必要に応じて競技団体から事情聴取し、対応することとしている。</p>

原則	自己説明項目	自己説明
<p>[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである</p>	<p>(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること</p>	<p>【役職員対象】 〈ア〉 県体協役職員及び加盟団体代表者を対象に、令和4年6月22日開催の定時評議員会で「スポーツ団体に求められるコンプライアンスとは」、また、令和5年3月16日開催の臨時評議員会で「最近の事例で考えるコンプライアンス対策」と題し、専門家（弁護士）による研修会を開催した。 〈イ〉 令和5年6月開催予定の定時評議員会でも、関連の研修会をを予定している。</p> <p>【職員対象】 〈ア〉 県体協全職員を対象に、接遇研修、危機管理対策、自己研鑽等をテーマに年に数回2回から4回研修を行っている。 〈イ〉 令和4年2月22日に、専門家（弁護士）による「職場におけるコンプライアンスについて」と題し、研修会を開催した。</p>
<p>[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである</p>	<p>(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること</p>	<p>〈ア〉 毎年開催している（公財）日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格更新研修となる「富山県スポーツ指導者研修会」やスポーツ少年団指導者の相互連携と資質向上を目的とする「富山県スポーツ少年団指導者研修会」等において、スポーツの意義と価値、暴力やハラスメントの根絶、指導者の法的責任などを含めた内容でスポーツ指導者の養成を実施しており、今後さらにコンプライアンス強化に向け、研修会の実施方法や内容等について検討する。 〈イ〉 令和3年11月14日開催の富山県スポーツ指導者研修会において、公認スポーツ指導者を対象に、「現在の法が求める正しいスポーツ指導」と題し、専門家（弁護士）に講演をいただいた。</p>
<p>[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである</p>	<p>(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること</p>	<p>税理士と税務（税務相談、税務書類の作成等）及び会計（財務書類の作成、会計諸帳簿その他財務に関する指導・相談等）に関する委嘱契約を交わしており、財務・経理の業務執行に関する適切な指導を受ける。</p>

原則	自己説明項目	自己説明
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	<p><ア>国や県、助成元における要項の定めに沿って、適切に処理し、県や助成元の監査を受けている。</p> <p><イ>県体協の経理規程の定めに基づき、手続きや科目など適切な経理処理を行い、かつその処理方法に係る監査を受けている。</p> <p><ウ>また、さらに倫理規程第4条第4項において補助金・助成金に関する不正を禁じ、違反した場合には懲戒処分の対象としている。</p> <p><エ>さらに、令和5年4月1日からの本会名称変更に伴い、弁護士と顧問契約を締結し、本会のガバナンス体制の強化・充実を図る。</p>
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<p><ア>法令で定められている法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿、他）を常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。</p> <p><イ>事業・決算報告書をはじめ、各種規程・書類等をHPで開示している。</p>
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	<p>(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと</p> <p>① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること</p>	<p><ア>国民体育大会選手選考委員会において、競技団体に対して、選考基準や関係者への事前開示等について確認、指導を行っている。</p> <p><イ>また、選手等関係者からの質問や異議申し立て等については、本協会が窓口となり、必要に応じて競技団体から事情聴取し、対応することとしている。</p>
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	<p>(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと</p> <p>② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること</p>	<p>県体協のガバナンスコード遵守状況を令和5年3月29日にHPで公表した。</p> <p><ガバナンスコード遵守状況： http://www.toyama-sports.or.jp/about.html</p>

原則	自己説明項目	自己説明
<p>[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。</p>	<p>(1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと</p>	<p><ア>加盟団体規程の第4条に権限を、また同第5条から第8条にかけて加盟団体の義務を明記し、権限関係を明確にするとともに、第11条から第16条にかけて県体協による監督内容を定めている。</p> <p><イ>「第2期元気とやまスポーツプラン」P15の「第3章スポーツ推進の具体的な方策」においてスポーツ関係団体のコンプライアンスの推進に務める旨を記載している。</p> <p><ウ>上記の他、加盟団体からの日常的な質疑・照会等への対応等を行っている。</p>
<p>[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。</p>	<p>(2) 加盟団体及び地方組織等の関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと</p>	<p><ア>日頃から、日本スポーツ協会からの情報提供等を加盟団体に対し適宜行っている。</p> <p><イ>毎年、県内の体育施設関係職員を対象に幅広い視野を持つことや危機対応等の研修会を行い、資質の向上を図っている。</p> <p><ウ>令和5年3月14日に、体育・スポーツ施設を管理する約70名の役職員を対象に、「体育施設におけるクレーム、トラブル対応」と題し、研修会を開催した。</p>